

アジア各国でアフリカ豚コレラ発生中！！

昨年8月に中国でアフリカ豚コレラの発生が確認されてから、ベトナム、香港、韓国等アジア各国で発生が拡大しています。

発生国から違法に持ち込まれた肉製品からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出された事例もあります。

伝染病発生地域からの畜産物の輸入は法律で禁止されています。個人消費用や加熱・加工済みであっても認められていませんのでご注意ください。

また、国際郵便で日本に送付することも禁止されています。海外に友人や家族のいる方は絶対に畜産物を送らないように伝えてください。

伝染病の発生地域以外でも、畜産物を輸入する際には輸出国政府の発行した証明書が必要ですが、個人消費用で証明書を取得するのは非常に困難です。

※オーストラリアやニュージーランドでは、日本向け証明書が添付された肉製品が販売されていることもあります。

周辺国での悪性伝染病の発生を受け、動物検疫所では違法な畜産物持ち込みへの対応を厳格化しています。

伝染病の侵入防止にご協力お願いいたします。